

岐 阜 県 公 報

第 四 百 十 八 号
令 和 五 年 八 月 八 日
(火 曜 日)

目 次

土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課) 三 五 九
落札者等に関する公示	(環 境 管 理 課) 三 六 一
落札者等に関する公示	(技 術 検 査 課) 三 六 一

告 示

岐阜県告示第三百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 起業者の名称
高山市
- 二 事業の種類
高山市高根多目的センター、高山市図書館高根分館及び高山市国民健康保険高根診療所整備事業並びにこれに伴う附帯事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
高山市高根町上ヶ洞字二本木地内
 - 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
高山市高根多目的センター（以下「センター」という。）、高山市図書館高根分館（以下「図書館高根分館」という。）、及び高山市国民健康保険高根診療所（以下「高根診療所」という。）、整備事業並びにこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

本件事業のうちセンター、図書館高根分館及び高根診療所整備事業（以下「本体事業」という。）は、高山市が高山市高根支所及び多目的室で構成されるセンター、図書館高根分館並びに高根診療所からなる複合施設（以下「高根複合施設」という。）を再整備するものであり、法第三条第二十二号に掲げる図書館、同条第二十四号に掲げる地方公共団体が設置する診療所、同条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び同条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本件事業のうち本体事業に伴う附帯事業（以下「附帯事業」という。）は、高山市が高根複合施設の除雪により生じた雪を堆積する場所を整備するものであり、法第三条第三十五号に掲げる前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない施設に関する事業に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である高山市は、地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じ、また、整備が完了する令和六年度までの予算確保を確約していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

高山市高根支所、図書館高根分館及び高根公民館からなる現在の複合施設は、昭和五十二年に建設され、建設後四十五年を経過しており、耐震性能の不足に加え、土砂災害警戒区域内に位置することから、大地震や豪雨の際には業務を継続することができない可能性があることが課題となっている。

また、現在の高根診療所は、昭和五十一年に建設され、建設後四十六年を経過しており、新耐震基準は満たしているものの二階部分の強度バランスに偏りがあるため耐震性能がやや劣るとの指摘があることに加え、土砂災害特別警戒区域内に位置することから、大地震や豪雨の際には業務を継続することができない可能性があることが課題となっている。また、エレベーターが無いため、高齢の方、身体障がいのある方等の移動の際に不便を強いていることも課題となっている。

本件事業の施行により、耐震性能を有するバリアフリーの建物が土砂災害警戒

区域外の土地に整備されることから、課題の解消が見込まれる。また、多目的室を新設することで、高根公民館に代わる市民の生涯学習活動、子育て支援活動等を行う場所が確保される。さらに、高齢化により公共交通機関に依存する方の多い高山市高根町において、一箇所で各種公共サービスを提供することによる利用者の利便性の向上も見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではないため起業者において環境影響評価は実施していないが、起業地は周辺人家と三十メートル以上離れており、また、本件事業の工事に際しては仮囲い等により騒音対策を講じることから、生活環境に与える影響は少ない。

また、高山市は、生物多様性ひだたかやま戦略に基づき、生物多様性の現状把握のために文献資料による情報の収集及び市民のモニタリングによる目撃情報の収集に取り組んでいるが、起業地周辺において、貴重な動植物に関するこれらの情報は確認されていない。

さらに、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在せず、起業者は、事業の実施について支障がないことを高山市教育委員会に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

高山市は、高山市第八次総合計画（以下「総合計画」という。）及び高山市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）において施設の複合化・多機能化の方針を示しているところ、本件事業の事業計画は、老朽化した施設等を集約し、整備するものであり、総合計画及び総合管理計画に適合し、合理性があると認められる。

また、本件事業の起業地については高山市高根町上ヶ洞地内で申請案を含む三案について比較検討をしているが、まず、本件事業の起業地を同町上ヶ洞地内としたことについては、大学准教授等の有識者による第三者委員会からの答申を踏

また地域住民からの提言に基づき決定しており、合理性があると認められる。次に、申請案を含む三案の比較検討については、申請案は、今後も増加する高齢者が利用し易いように高根複合施設を平屋建てとすることを地域住民が要望していることを踏まえ、平屋建てに必要な面積を確保できること、他の二案に比べ土地造成が容易であり、事業費を抑えることができること等から社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、附帯事業の起業地についても申請案を含む三案について比較検討がされており、申請案は、雪を堆積するのに必要な面積の確保、本体事業の起業地からの距離、除雪に係る費用等を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

また、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現在の複合施設及び高根診療所は、耐震性能の不足等に加え、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内に位置するため大地震や豪雨の際には業務を継続することができない可能性があること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

(三) 総合的判断

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
高山市高根支所地域振興課

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県放射線監視ネットワークシステム改修業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第1条第1項第1号該当
令（平成7年政令第372号）第1条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和5年7月11日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
株式会社日立製作所 中部支社
支社長 湯次 善廣
- 6 契約金額 68,750,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県環境生活部環境管理課環境安全係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月八日

岐阜県田 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 公共事業執行支援システム運用業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 5 年 6 月 2 日
- 4 落札者を決定した日 令和 5 年 7 月 12 日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区赤坂 1 8 1
 アクセシユア株式会社
 代表取締役社長 江川 昌史
- 6 落札金額 495,000,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県県土整備部技術検査課建設情報係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和五年八月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社